

# 企画競争実施の公示

令和元年7月30日

支出負担行為担当官  
中部地方整備局 勢田 昌功

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和元年度 中部都市圏のインフラ整備効果説明資料作成業務

### (2) 業務内容

本業務は、中部都市圏における社会インフラや特に道路網に関してその特性を活かした当地域の海外進出に向けた、海外向けPRや外国人留学生等に認識を高めるために、外国人向けPR資料を作成するものである。

### (3) 予定履行期間

令和元年9月上旬～令和2年2月28日

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 業務実績に関する要件  
企画提案書を提出する者は、以下に示される同種又は類似業務について、平成21年度以降に完了した業務において1件以上の実績を有さなければならない。  
同種業務：海外への道路広報PRに関する業務  
類似業務：社会資本整備の広報資料作成に関する業務
- (7) 配置予定管理技術者に関する要件  
①配置技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績  
配置予定管理技術者は、以下に示される同種又は類似業務について、平成21年度以降に完了した業務において1件以上の実績を有さなければならない。  
同種業務：海外への道路広報PRに関する業務  
類似業務：社会資本整備の広報資料作成に関する業務

②配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

平成31年4月1日現在の全ての手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。

- (8) 管理技術者の手持ち業務量は本業務の特定後から履行期間中に上記（7）②の条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(a)～(c)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

(a) 当該管理技術者と同等の業務実績(説明書又は仕様書で規定している業務実績)を有する者。

(b) 当該管理技術者と同等の技術者資格(説明書又は仕様書で規定している資格及び業務経験等)を有する者。

(c) 手持ち業務量が当該業務の説明書又は仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

### 3. 手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館  
国土交通省 中部地方整備局 総務部 契約課 購買係  
電話：052-953-8138 (内2539)  
FAX：052-953-8199  
電子メール：cbr-keiyaku@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年7月30日から令和元年8月9日まで、(1)に同じ。  
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和元年8月9日16時00分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メールによること。

(4) 説明会の日時及び場所等

本契約については、関係法令に定めるもののほか、説明書により履行するものとし、説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

本契約については、ヒアリングを実施しない。

### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。

(4) その他の詳細は説明書による。